特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(八)　平三十・四・一以後終了事業年度分

特定税額控除規定の適用可否 （平成30年４月１日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）			可

特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 $(6)\times\frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額控除可能額 ((5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と⑿のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の③」)	9	
特別研究税額控除限度額 $(4)\times\frac{30}{100}+((3)-(4))\times\frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)－(9)	10	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の４第６項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
11	12	13
第１号・第２号		円
第１号・第２号		
第１号・第２号		
第１号・第２号		
第１号・第２号		
計		
同上のうち⑾が第１号である試験研究に係る特別試験研究費の額	14	

御注意

２１　「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

別表六（八）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の４第６項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

<table>
<tr><th colspan="10">中　小　企　業　者　の　判　定</th></tr>
<tr><td colspan="2">発行済株式又は出資の総数又は総額</td><td>a</td><td></td><td rowspan="6">大規模法人の保有する株式数等の明細</td><td>順位</td><td colspan="2">大規模法人名</td><td colspan="2">株式数又は出資金の額</td></tr>
<tr><td colspan="2">常時使用する従業員の数</td><td>b</td><td>人</td><td>1</td><td colspan="2"></td><td>g</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">大規模法人の株式数等の保有割合</td><td>第１順位の株式数又は出資金の額(g)</td><td>c</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>h</td><td></td></tr>
<tr><td>保有割合 (c)/(a)</td><td>d</td><td>%</td><td></td><td colspan="2"></td><td>i</td><td></td></tr>
<tr><td>大規模法人合計の株式数又は出資金の額(k)</td><td>e</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>j</td><td></td></tr>
<tr><td>保有割合 (e)/(a)</td><td>f</td><td>%</td><td colspan="2">計
(g)＋(h)＋(i)＋(j)</td><td>k</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="10">この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。
１　「保有割合ｄ」が50%以上となる場合又は「保有割合ｆ」が３分の２（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。
２　「大規模法人の保有する株式数等の明細ｇ～ｋ」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が１億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</td></tr>
</table>